

令和 3 年 11 月 25 日  
第 22 回教育委員会資料  
教育部 教育総務課

# 立川市学校施設標準仕様 (素案)

令和 4 (2022) 年  
立川市教育委員会



# 目次

第1章 学校施設標準仕様の背景・目的.....	1
第2章 本市が目指すべき学校施設及び学校施設整備の基本方針.....	1
1. 本市が目指すべき学校施設.....	1
2. 学校施設整備の基本方針.....	2
第3章 共通事項標準仕様.....	3
1. 安全・防犯対策.....	3
(1) 安全対策.....	3
(2) 防犯対策.....	3
2. ユニバーサルデザイン・バリアフリー.....	3
3. I C T教育環境整備.....	3
4. 地球環境配慮.....	4
5. 複合化.....	4
(1) 複合化.....	4
(2) 施設共用化.....	4
6. 長期的な利活用.....	4
(1) 可変性.....	4
(2) 維持管理コスト.....	4
第4章 施設機能別標準仕様.....	5
1. 普通教室等.....	5
(1) 普通教室.....	5
(2) 少人数教室.....	5
2. 多目的教室.....	5
3. 特別教室.....	6
(1) 構成と配置.....	6
(2) 理科室.....	6
(3) 音楽室.....	6
(4) 図工室（小学校）.....	6
(5) 美術室（中学校）.....	6
(6) 技術室（中学校）.....	6
(7) 家庭科室.....	6
4. 図書室（ラーニング・コモンズ）.....	7
5. 特別支援教育教室.....	7
(1) 特別支援学級教室.....	7
(2) 特別支援教室.....	7
6. 管理諸室.....	7
(1) 職員室.....	7

(2) 校長室	8
(3) 事務室	8
(4) 保健室	8
(5) 用務員室	8
(6) 倉庫・教材室	8
(7) 教育相談室	8
(8) 会議室	8
(9) 教職員用更衣室	8
(10) 給湯室	9
7. 児童・生徒活動等諸室	9
(1) 児童会室・生徒会室	9
(2) 放送室	9
(3) 児童・生徒用更衣室	9
(4) 進路指導室（中学校）	9
8. 保護者・地域連携諸室	9
(1) 保護者活動室（P T A室）	9
(2) コミュニティルーム	9
9. 共有空間	9
(1) 昇降口	9
(2) 廊下・階段	9
(3) トイレ	10
(4) 手洗い場	10
10. 体育施設	10
(1) 体育館	10
(2) 格技室（中学校）	10
(3) 屋外運動場	11
(4) プール	11
11. 給食施設	11
(1) 配膳室（小学校）	11
(2) 配膳室（中学校）	11
12. 屋外施設	12
(1) 飼育小屋・花壇	12
(2) 駐車場	12
(3) 駐輪場	12
13. 防災施設	12
(1) 防災備蓄倉庫	12
(2) 防災トイレ	12
(3) その他	12
14. 放課後子ども教室（小学校）	12
15. 施設機能別一覧	13
(1) 小学校	13



## 第1章 学校施設標準仕様の背景・目的

本市では、平成30年度に定めた公共施設再編個別計画及び令和2年度に定めた前期施設整備計画に基づき、公共施設の建替え及び複合化を進めており、この中では、安全で持続可能な公共施設を保有し続けるため、床面積を削減するとともに公共施設の再編を行い、地域サービス水準を維持することとしています。学校関係の対象施設は、前期施設整備計画において、第二小学校及び第三小学校の建替え・複合化、立川第三中学校及び立川第五中学校の建替えを予定しています。

本仕様は、施設整備計画に定める床面積の範囲内で学校施設の建替えを進める中でも、新たな教育ニーズや多様な学習形態への対応など教育的視点を第一に、その他の避難所機能や複合化への対応、環境への配慮等を整理し、本市が目指すべき学校施設及び学校施設整備の基本的な方針と、普通教室等の標準的な仕様等を定めるものです。

なお、各学校の敷地等の条件によっては、本仕様と異なった設計になる場合があります。

## 第2章 本市が目指すべき学校施設及び学校施設整備の基本方針

### 1. 本市が目指すべき学校施設

建替えを行う学校施設の整備を進めていくに当たり、本市が目指すべき学校施設を以下のとおり定めます。

1. 子どもたちが健康で安全・安心な学校生活を送ることができる学校施設
2. 子どもたちの主体的な活動を支援し、多様な学習形態による活動が可能な学校施設
3. コミュニティ・スクールとして地域コミュニティの拠点ともなる学校施設
4. 社会環境や教育環境の変化に対応可能な学校施設

## 2. 学校施設整備の基本方針

本市の目指すべき学校施設を踏まえ、学校施設整備の基本方針を以下のとおり定めます。

### 1. 子どもたちが健康で安全・安心な学校生活を送ることができる学校施設

#### <健康で快適な学校>



- ※ 採光、通風、換気、温度、音環境等に配慮するとともに、新しい生活様式を踏まえた健やかな学習環境を整備します。
- ※ 温かみのある、落ち着いた雰囲気の空間づくりに配慮します。
- ※ ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい学校施設を整備します。

#### <安全・安心な学校>

- ※ 児童・生徒の安全性に配慮し、地震や大雨等の災害に強い学校施設を整備します。
- ※ 児童・生徒が安心できる十分な防犯性を備えた学校施設を整備します。

### 2. 子どもたちの主体的な活動を支援し、多様な学習形態による活動が可能な学校施設

#### <学習環境の充実>



- ※ 児童・生徒が主体的に学び、豊かな創造性を発揮できる空間や、個に応じた学習や協働学習等の学習形態に対応できる学校施設を整備します。
- ※ 児童・生徒の体力や運動技能の向上につながる学校施設を整備します。
- ※ 特別支援教育を推進し、一人ひとりの教育的ニーズに対応できる学習環境や、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学び育つ学校施設を整備します。

### 3. コミュニティ・スクールとして地域コミュニティの拠点ともなる学校施設

#### <地域コミュニティ活動の拠点>



- ※ 地域における生涯学習・文化・スポーツといった地域コミュニティ活動の拠点となる学校施設を整備します。
- ※ 学校と地域住民等が連携して教育を進める共創空間として学校施設を整備します。

#### <防災の拠点>

- ※ 災害時の避難所運営を踏まえた学校施設を整備します。

### 4. 社会環境や教育環境の変化に対応可能な学校施設

#### <長期的な利活用>



- ※ 将来の学級数の変動や学習内容・学習形態の変化に柔軟に対応し、学校施設を長く快適に利用していくため、ニーズに応じた改修等に対応できる長寿命な学校施設を整備します。

## 第3章 共通事項標準仕様

### 1. 安全・防犯対策

#### (1) 安全対策

- ① 学校内にある全ての施設・設備について、児童・生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保する。また、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう配慮する。
- ② 地震等における天井、照明等の脱落・破損や家具類の転倒・落下・移動の防止、また経年劣化による仕上げ材等の落下の防止等、建物の構造体のみならず、非構造部材や工作物等の安全性に十分配慮する。また、大雨対策として屋根等の形状も合わせて検討する。
- ③ 窓ガラスは複層の強化ガラスを採用し、飛散防止フィルムを貼付する。
- ④ 転落事故防止のため窓に開放制限機能を設けるとともに、手摺の高さは安全性を考慮する。
- ⑤ 転倒事故防止のため床仕上げは滑りにくいものとし、必要に応じて滑り止めを設ける。
- ⑥ 児童・生徒が健康で快適な学校生活を送るため、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策やシックハウス対策に配慮した施設整備を行う。

#### (2) 防犯対策

- ① 来校者の確認ができるよう、各門へのインターフォンやリモート式施錠管理を整備する。
- ② 不審者の侵入を抑止するため、各門への防犯カメラや機械警備のセンサーを整備する。
- ③ 緊急時に警察へ通報することができる非常通報装置（学校 110 番）や、職員室と校内諸室が連絡できる内線電話を整備する。

### 2. ユニバーサルデザイン・バリアフリー

- ① 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方に基づき施設整備を行う。
- ② インクルーシブ教育システムの観点から、東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえ、障害のある児童・生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるようになるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすこと等を踏まえ、スロープ等による段差解消、手摺の設置、エレベーターの整備等を行う。
- ③ 校舎の各階に車椅子対応のトイレを整備する。なお、校舎 1 階及び体育館には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者など、誰もが円滑に利用することができるトイレを整備する。
- ④ 車椅子使用者用の駐車場を整備する。
- ⑤ サインはピクトグラムを併用するなど、誰にでもわかりやすいように整備する。

### 3. I C T 教育環境整備

- ① G I G Aスクール構想に基づき、児童・生徒の多様な学習活動の展開や校務情報化の推進に資するため、無線 L A N を整備する。
- ② I C T 教育については、I C T 技術が目まぐるしく進歩していく中で、活用方法も更に

多様化することから、各学校の基本計画及び基本設計の段階で最適な I C T 環境を検討する。

- ③ 時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる仕様とする。

#### 4. 地球環境配慮

- ① 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用については、国や都の動向を踏まえるとともに、環境教育の観点を含めて総合的に検討し、最適な方法を選択する。
- ② 省エネルギー型の高効率照明器具や空調、換気設備等を整備する。
- ③ 複層の強化ガラスの採用や屋根・外壁の断熱化を進め、校舎・体育館の断熱性能を高める。
- ④ 木材については、国の方針に基づき、活用することを検討する。

#### 5. 複合化

##### (1) 複合化

- ① 児童・生徒の安全を確保するため、学校専用・共用・複合化施設専用・地域利用のゾーニングを明確に設定する。なお、複合化する公共施設等の出入口については、学校施設とは別に整備する。
- ② 複合化する公共施設等のうち、教育活動と親和性の高い施設については、セキュリティに配慮したうえで、学校施設側から利用しやすいよう工夫して整備する。
- ③ それぞれの専用部分、共用部分に関し、防犯対策や管理に関する責任の所在を明確にし、学校運営に過度な負担が生じないよう配慮する。

##### (2) 施設共用化

- ① 複合化する公共施設等のうち、教育活動と親和性の高い施設については、セキュリティに配慮したうえで、トイレや手洗い場等の共用について検討する。

#### 6. 長期的な利活用

##### (1) 可変性

- ① 時代の変化に対応し、学校施設を長く有効に活用するため、建物構造体を堅固にするだけでなく、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能にするなど、ニーズに応じた改修をしやすい施設整備を行う。

##### (2) 維持管理コスト

- ① 日々の清掃やメンテナンスがしやすく、維持管理コストの低減が図れる施設整備を行う。

## 第4章 施設機能別標準仕様

### 1. 普通教室等

#### (1) 普通教室

- ① 児童・生徒が通常の授業を受け、1日の大半を過ごす集団生活の場でもある普通教室を整備する。
- ② 通学区域における児童・生徒数及び学級数の推計を踏まえるとともに、将来の対象児童・生徒数の増減や学級編成の変化も考慮して、必要室数を確保する。
- ③ 学年ごとにまとまった配置を基本とし、学年ごとの学習活動や運営等に配慮した配置とする。
- ④ 面積は、小学校は約 64 m<sup>2</sup>（縦約 8 m × 横約 8 m）、中学校は約 72 m<sup>2</sup>（縦約 8 m × 横約 9 m）を標準とし、A4判サイズの教材（教科書・ノート等）やタブレットPCの使用を考慮し、新JIS規格の机を配置する。
- ⑤ ランドセルやカバン、教具、絵画・習字・裁縫道具等の収納、給食配膳台、タブレットPCの電源キャビネット等の配置について、学習活動の有効面積を損なわないようする。また、普通教室前の廊下側にいわゆる置き勉に対応できるよう十分な収納容量を確保する。なお、将来必要な収納容量・寸法が変化することもありうることから、必要な大きさを確認して整備する。
- ⑥ 教室内の後方、側面及び廊下側に十分な掲示面や映写面を確保し、仕上げの材質を決定する。
- ⑦ 前方には、指導上の観点から掲示板等の掲示スペースを確保しないこととする。
- ⑧ 黒板は、黒板と映写機能の両方を備えた仕様とする。また、上下に可動する黒板を標準とする。
- ⑨ 教室と廊下の間仕切りを可動間仕切りとし、フレキシブルな利用ができるようになるとともに、音環境に配慮する。
- ⑩ 屋外スペースとのつながりを大事にするとともに、防犯・安全面を考慮した配置とする。

#### (2) 少人数教室

- ① 習熟度別学習等で学級を分割して授業を行うための少人数教室を整備する。
- ② 通学区域における児童・生徒数及び学級数の推計を踏まえるとともに、円滑な教育計画を考慮して、必要室数を確保する。
- ③ 児童・生徒数の変動により少人数教室を普通教室等に転用する場合を想定し、面積及び仕様は普通教室と同じとする。
- ④ 学年の普通教室のまとまりや児童・生徒の動線に配慮した配置とする。

### 2. 多目的教室

- ① 協働学習やオンライン教育、発表等、多様な教育活動に柔軟に対応できる多目的教室を整備する。
- ② 通学区域における児童・生徒数及び学級数の推計を踏まえるとともに、円滑な教育計画を考慮して、必要室数を確保する。
- ③ 小学校においては、生活科の授業で活用できるよう、低学年教室に近い位置に配置する。

### 3. 特別教室

#### (1) 構成と配置

- ① 教科の学習に対応する面積、設備、家具を備えるとともに、協働学習や I C T の活用を含めた主体的な活動空間として整備する。
- ② 教室から移動してきた児童・生徒を教科の世界に誘う場として、教室前のスペースに掲示や展示ができる空間を確保する。
- ③ 教室間、教科間の連携が生まれるように配置する。
- ④ 学級数による必要授業時間数に対応した必要室数を確保する。

#### (2) 理科室

- ① 直射日光が得られるようにし、屋外作業空間との連続性に配慮した配置とする。
- ② 共通流し・手洗い場を設ける。
- ③ 薬品等の危険物を安全に保管することができるよう準備室を整備する。

#### (3) 音楽室

- ① 歌ったり、演奏したり、発表したりする喜びが感じられる音楽空間とする。
- ② 防音機能や音響機能に配慮した仕様とし、他の教室や近隣への音の影響に留意する。
- ③ 楽器を収納することができるよう準備室を整備する。

#### (4) 図工室（小学校）

- ① 絵画・工作等に対応できる机・工作台を設置し、作業用流しを設ける。
- ② 撃発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるよう準備室を整備する。
- ③ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とする。

#### (5) 美術室（中学校）

- ① 絵画・工作等に対応できる机・工作台を設置し、作業用流しを設ける。
- ② 撃発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるよう準備室を整備する。
- ③ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とする。

#### (6) 技術室（中学校）

- ① 木工・金工に対応できる机・各種工具を設置し、作業用流しを設ける。
- ② 撃発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるよう準備室を整備する。
- ③ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とする。

#### (7) 家庭科室

- ① 調理機能と被服・試食・講義等の活動の場としての機能をもった仕様とする。
- ② 地域開放や避難時の利用を想定し、体育館との位置関係に留意して配置する。

- ③ 包丁等を安全に管理することができ、また、冷蔵庫及び洗濯機等を配置することができるように準備室又はコーナーを整備する。

#### 4. 図書室（ラーニング・コモンズ）

- ① 読書の場として豊かな環境を備えるとともに、ＩＣＴ環境やメディア教材等を活用する学習・情報センターとしての機能や、多様な学習活動に対応できる場としての空間を整備する。
- ② 学校の中心として、児童・生徒が利用しやすく、またその存在が日常動線の中で常に意識される配置とする。
- ③ ＩＣＴ機能を充実させるとともに、時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる仕様とする。

#### 5. 特別支援教育教室

##### (1) 特別支援学級教室

- ① 特別支援学級を設置する学校では、小集団指導・個別指導のための小教室、プレイルーム、教員準備室、教材室及び専用トイレを一体的に整備する。
- ② インクルーシブ教育システムの観点から、通常の学級の児童・生徒と互いに自然な交流が持てるよう、普通教室や特別教室との位置関係に配慮する。
- ③ 避難しやすい位置に配置する。
- ④ 小教室は、学級数の推計を踏まえるとともに、将来の対象児童・生徒数の増減や学級編成の変化も考慮して、必要室数を確保する。
- ⑤ 小教室間の壁を可動間仕切りにすることにより将来の変化に対応できるようにする。
- ⑥ トイレや手洗い場は、児童・生徒が利用しやすい位置に配置し、一体又は近接してシャワー設備を整備する。

##### (2) 特別支援教室

- ① 小教室、教員準備室を一体的に整備する。
- ② 将来の対象児童・生徒数の増減を考慮して、必要室数を確保する。

#### 6. 管理諸室

##### (1) 職員室

- ① 学校の働き方改革の観点から、教職員等が効果的・効率的に働きやすい環境となるように整備する。
- ② 職員室内又は隣接して印刷・教材作成・打合せスペース等を確保する。
- ③ 物品、文書及び個人情報を適切に管理するための収納スペースを確保する。
- ④ 特別支援教育を担任する教員も含めて、1つの職員室で執務できるよう整備する。
- ⑤ 児童・生徒が入りやすいよう視覚的連続性を持たせ、相談等ができるスペースを出入口前に用意する。
- ⑥ 校長室と隣接させる。
- ⑦ 児童・生徒の安全を確保するため、校門や昇降口の出入り及び校庭を見渡せる位置に配置する。なお、1階に配置することを原則とし、水害時に浸水の恐れのある場合等は、

2階の適切な位置を検討する。

- ⑧ 来校者玄関で来校者の応対がしやすい位置に配置する。

## **(2) 校長室**

- ① 職員室と隣接させるとともに、児童・生徒の安全を確保するため、1階の校庭を見渡せる位置に配置する。なお、水害時に浸水の恐れのある場合等は、2階の適切な位置を検討する。
- ② 来校者の応接や教職員との打ち合わせができるスペースを確保する。

## **(3) 事務室**

- ① 来校者を確認できる位置に配置するとともに、来校者に対応しやすい仕様とする。
- ② 職員室又は校長室と隣接する連携しやすい位置に配置する。

## **(4) 保健室**

- ① 救急車両等が近接しやすい1階に配置する。
- ② 校庭に出入りしやすい位置に配置する。
- ③ 児童・生徒が身近に感じられ、また健康に関する掲示等を周知しやすい位置に配置する。
- ④ ベッドを2床以上配置できるスペースを確保する。
- ⑤ シャワー設備を整備する。

## **(5) 用務員室**

- ① 執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを確保する。
- ② 他の管理諸室と近接する位置に配置する。

## **(6) 倉庫・教材室**

- ① 教材・物品等を管理しやすい位置に配置する。
- ② 十分な収納力を確保し、教材や学校行事に使用する備品及び消耗品関係を保管できるよう整備する。

## **(7) 教育相談室**

- ① 児童・生徒が利用しやすいように、プライバシーに配慮した位置に配置する。

## **(8) 会議室**

- ① 校内の教職員等の会議だけでなく、地域開放や避難時の利用を想定し配置する。
- ② 可動式間仕切りによる分割が可能な仕様とする。
- ③ セキュリティ上、児童・生徒・教職員用とは別の無線LANを整備する。

## **(9) 教職員用更衣室**

- ① 職員用玄関と職員室との位置関係に配慮し、更衣室を配置する。
- ② 職員数の変動に対応できるようにする。

## (10) 給湯室

- ① 来校者への対応等を行うため、給湯室を整備する。
- ② 校長室、職員室、事務室等からの利用を考慮した配置とする。

## 7. 児童・生徒活動等諸室

### (1) 児童会室・生徒会室

- ① 児童会活動・生徒会活動をするための児童会室・生徒会室を整備する。

### (2) 放送室

- ① 児童・生徒による放送委員会等の活動をするための放送室を整備する。

### (3) 児童・生徒用更衣室

- ① 児童・生徒用の更衣室を適宜配置する。

### (4) 進路指導室（中学校）

- ① 進路資料を備え、個別相談や模擬面接が落ち着いてできる仕様とし、職員室又は図書室の近くなど生徒の立ち寄りやすい位置に配置する。

## 8. 保護者・地域連携諸室

### (1) 保護者活動室（PTA室）

- ① 来校者玄関から利用しやすく、教職員と連携がとりやすい位置に配置する。
- ② セキュリティ上、児童・生徒・教職員用とは別の無線LANを整備する。

### (2) コミュニティルーム

- ① 学校運営協議会や地域学校協働本部事業などの活動の場として、コミュニティルームを整備する。
- ② 来校者玄関から利用しやすく、管理諸室との連絡がとりやすい位置に配置する。
- ③ セキュリティ上、児童・生徒・教職員用とは別の無線LANを整備する。

## 9. 共有空間

### (1) 昇降口

- ① 児童・生徒が登下校時や屋外運動場での活動・行事の前後に、円滑に出入り及び履き替えができる、靴箱等を配置するのに十分な間口のある昇降口を整備する。
- ② 学校規模や階数に応じて、昇降口を分散して配置する。
- ③ 校舎内の普通教室との連絡がよく、かつ、校庭へ出やすい位置に配置する。
- ④ 児童・生徒の交流や情報伝達の場として、明るい空間づくりを行う。
- ⑤ 降雨時等における傘の利用を考慮して、昇降口の前面に空間を確保する。

### (2) 廊下・階段

- ① 安全かつ円滑な動線を確保できるよう整備する。
- ② 児童・生徒の交流の場や作品等の展示等の場としての利用も考慮し整備する。

- ③ 転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮し、安全・安心な空間とする。

### (3) トイレ

- ① 教室の配置及び児童・生徒の動線を考慮し、児童・生徒が利用しやすい位置に整備する。
- ② 教職員や来校者用のトイレは、児童・生徒用とは別に職員室の近くに整備する。
- ③ 便器は洋式とする。
- ④ 出入口は利用しやすさ及び衛生上の観点からドア無しとし、中が見通せないよう入口を迷路状にする。
- ⑤ 床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上げとし、吐水口を設ける。
- ⑥ 校舎の各階に車椅子対応のトイレを整備する。なお、校舎1階及び体育館には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者など、誰もが円滑に利用することができるとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備する。
- ⑦ トイレ内の水栓は衛生上の観点から自動水栓とする。

### (4) 手洗い場

- ① 児童・生徒数を踏まえ、必要な蛇口数を確保する。
- ② 水栓は感染症対策のためレバー水栓とし、石鹼や消毒液が配置できるようにする。

## 10. 体育施設

### (1) 体育館

- ① 体育の授業・部活動や学校行事、また学校開放等に必要な規模等を確保する。
- ② 儀式的行事や学芸的行事等を行うためのステージ及び放送設備を整備する。
- ③ ステージ下のスペース等にパイプイス等を収納できるようにする。
- ④ 壁面の一部にダンス等の練習に使用できる鏡を設置する。
- ⑤ 校舎と近接した位置に配置し、日常及び災害時の出入りや物資の搬入等を想定し、十分な間口のある出入口を整備する。
- ⑥ 出入口、トイレ、用具倉庫、更衣室等の付属施設は、学校教育活動及び学校開放時に利用しやすいような規模、配置等とする。
- ⑦ 車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者など、誰もが円滑に利用することができるとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備する。
- ⑧ 自然採光や自然通風が十分に得られる開口を確保するとともに、天井・外壁の断熱性を高める。また、近隣に対する騒音対策に留意する。
- ⑨ ささくれ事故等を防止するため、不陸や表面の荒れなどを生じにくい床材を使用する。

### (2) 格技室（中学校）

- ① 格技を含めた運動に必要な規模等を確保する。
- ② 更衣室を整備するとともに、畳等を収納できるスペースを確保する。
- ③ 壁面の一部にダンス等の練習に使用できる鏡を設置する。
- ④ 校舎内に整備する場合は、運動により生じる音や振動に配慮した構造とする。

### **(3) 屋外運動場**

- ① 校舎や体育館等とのバランスや日当たりを考慮しながら、可能な限り広い面積を確保する。
- ② 水はけがよく、近隣への砂埃等の影響が最小限となるような材質とする。
- ③ 校庭に体育の授業で使用する運動器具を整備する。
- ④ 小学校においては、安全に配慮しながら体力向上に資する遊び場や遊具を、校庭の面積を考慮しながら整備する。
- ⑤ 防球フェンスを整備する。
- ⑥ 防砂・防塵ネットを整備する。
- ⑦ 散水設備を整備する。
- ⑧ 近隣への影響に十分配慮し、屋外スピーカー及び夜間照明を整備する。
- ⑨ 体育倉庫を整備する。
- ⑩ 降雨による水害を防止又は軽減するため、雨水貯留槽などの雨水流失抑制施設を整備する。

### **(4) プール**

- ① プールについては、公共及び民間プールの活用についても、立地条件等を精査し活用の可能性を事前に検討する。なお、プールを整備しない場合は、消火活動や防災トイレ用の水を確保する方策を検討する。
- ② 原則として地上部分に整備するが、建替え時の校庭の面積の状況を踏まえ、校舎や体育館の屋上部分等に整備することを検討する。
- ③ 更衣室やトイレ等の付属施設を一体的に整備する。
- ④ プールの水深は児童・生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮する。
- ⑤ 車椅子でもプールサイドまで入れるようスロープを設置する。
- ⑥ 熱中症対策や外部からの視線に対する適切な対策を実施する。
- ⑦ プールの水を消火活動や防災トイレの使用に活用できるよう整備する。

## **11. 給食施設**

### **(1) 配膳室（小学校）**

- ① 各階に配膳室を整備する。
- ② 1階部分は給食のコンテナの集積、内部確認、各クラスへ運ぶ配膳車への載せ替え等を行うスペースを確保する。
- ③ 防虫・防鼠、床を乾式とするなど、衛生面に配慮するとともに、食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすいようにする。
- ④ 給食用昇降機を設置する。
- ⑤ 手洗い設備及び清掃用シンクを設置する。

### **(2) 配膳室（中学校）**

- ① 給食はコンテナに収容したまま乗用エレベーターで上階へ運搬するため、1階のみに配膳室を整備する。
- ② 学校規模に応じて、給食のコンテナの集積、内部確認、運搬、学校直送品の仕分け等が

円滑にできるよう整備する。

- ③ 防虫・防鼠、床を乾式とするなど、衛生面に配慮するとともに、食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすいようにする。
- ④ 手洗い設備及び清掃用シンクを設置する。

## 12. 屋外施設

### (1) 飼育小屋・花壇

- ① 児童・生徒の自然体験活動の空間として、動物飼育や植物栽培のための施設を日照を得ることができる位置に整備する。

### (2) 駐車場

- ① 児童・生徒の安全を確保したうえで、適切な位置に配置する。
- ② 自動車と児童・生徒の動線を分離する。
- ③ 校舎や体育館、校庭の面積を優先的に確保することを前提とし、可能な範囲で来校者や納品車両等のための台数を確保する。
- ④ 車椅子使用者用の駐車場を整備する。

### (3) 駐輪場

- ① 教職員用や保護者・来校者用の駐輪場を整備する。

## 13. 防災施設

### (1) 防災備蓄倉庫

- ① 災害時の防災拠点として避難所となる体育館と一体的に機能させるため、体育館に隣接又は近接した位置に配置する。
- ② 備蓄品及び飲料水等を保管することができる十分な面積を確保する。

### (2) 防災トイレ

- ① 災害時のトイレを確保するため、マンホールトイレを整備する。
- ② プールの水を利用するため、プールの近くの安全な場所に配置する。
- ③ 下水道施設が破損等した場合にも使用可能な貯留式の防災トイレの導入も検討する。

### (3) その他

- ① 敷地内の水道管が損傷した場合でも水を確保できるよう、応急給水栓を整備する。
- ② 停電時に電気自動車等から体育館へ電気を供給するための受電設備を整備する。
- ③ 防災行政無線のスピーカーを敷地内に1箇所整備する。
- ④ 地域系防災行政無線の送受信機を事務室等に設置する。
- ⑤ 校舎の屋上等に設けるヘリサインは、中学校区に1箇所整備する。

## 14. 放課後子ども教室（小学校）

- ① 活動で使用する場所は、多目的教室等を共用する。
- ② 備品等の保管や準備等をするためのスペースとして、多目的教室等を共用する。

## 15. 施設機能別一覧

学校施設の機能別一覧は下表のとおりとし、施設整備計画に定める床面積の範囲内において施設機能の共用化を含め、建替えを検討する。

(1) 小学校

区分	施設機能
普通教室等	普通教室
	少人数教室
	多目的教室
特別教室	理科室
	音楽室
	図工室
	家庭科室
図書室	図書室（ラーニング・コモンズ）
特別支援学級教室 (設置校のみ)	小教室
	プレイルーム
	教員準備室
	教材室、トイレ
特別支援教室	小教室
	教員準備室
管理諸室	職員室
	校長室
	事務室
	保健室
	用務員室
	倉庫・教材室
	教育相談室
	会議室
	教職員用更衣室
	給湯室
児童活動等諸室	児童会室
	放送室
	児童用更衣室
保護者・地域連携 諸室	保護者活動室（PTA室）
	コミュニティルーム
給食施設	配膳室
共有空間	昇降口、廊下・階段、トイレ、手洗い場
体育施設	体育館
	屋外体育倉庫
	プール関係諸室
防災施設	防災備蓄倉庫

(2) 中学校

区分	施設機能
普通教室等	普通教室
	少人数教室
	多目的教室
特別教室	理科室
	音楽室
	図工室
	家庭科室
図書室	図書室（ラーニング・コモンズ）
特別支援学級教室 (設置校のみ)	小教室
	プレイルーム
	教員準備室
	教材室、トイレ
特別支援教室	小教室
	教員準備室
管理諸室	職員室
	校長室
	事務室
	保健室
	用務員室
	倉庫・教材室
	教育相談室
	会議室
	教職員用更衣室
	給湯室
生徒活動等諸室	生徒会室
	放送室
	生徒用更衣室
	進路指導室
保護者・地域連携 諸室	保護者活動室（PTA室）
	コミュニティルーム
給食施設	配膳室
共有空間	昇降口、廊下・階段、トイレ、手洗い場
体育施設	体育館
	屋外体育倉庫
	プール関係諸室
	防災備蓄倉庫
防災施設	防災備蓄倉庫